



平成 25 年 10 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 安 楽 亭
代 表 者 名 代表取締役社長 柳 時 機
(コード番号 7562 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役総務人事部長 本多 英明
(T E L 048-859-0555)

株主優待券に係る国税不服審判所長の裁決書受領について

当社は、関東信越国税局による定例の税務調査を受け、平成 24 年 8 月 28 日付で株主優待券について更正処分を受けましたが、当該処分を不服として、平成 24 年 10 月 17 日に処分の取り消しを求める審査請求書を関東信越国税不服審判所に提出いたしました。

これに対し、当社の主張を棄却する旨の平成 25 年 10 月 1 日付国税不服審判所長の裁決書を、関東信越国税不服審判所から送達を受け 10 月 5 日受領いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 更正内容

当社の実施する株主優待制度のうち、保有株式数に応じて配付している「株主様ご優待券」の利用に係る支出額について、当社は上場当初の株主優待制度導入時から交際費等には該当しないと判断し、申告を行ってまいりましたが、当局はこれに係る支出は交際費等に該当すると判断した旨の通知を受けたものです。

2 当社の対応

当社は更正処分を不服とし、関東信越国税不服審判所に審査請求書を提出しましたが、今般当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領しました。

3 業績予想への影響

本件に伴う平成 25 年 5 月 10 日の決算発表時に公表いたしました平成 26 年 3 月期の連結業績予想への影響は軽微であります。

以上